

議案第87号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成21年福岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(福岡市立心身障がい福祉センター条例の一部改正)

第2条 福岡市立心身障がい福祉センター条例(昭和54年福岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第8号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

(福岡市立療育センター条例の一部改正)

第3条 福岡市立療育センター条例(平成14年福岡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第5号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

(福岡市立医療型児童発達支援センター条例の一部改正)

第4条 福岡市立医療型児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

（福岡市立児童発達支援センター条例の一部改正）

第5条 福岡市立児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

（福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部改正）

第6条 福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成27年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第2条第6項」を「第2条第7項」に、「第10条の2第4項」を「第10条の2の2第4項」に改める。

（福岡市手数料条例の一部改正）

第7条 福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2 9の項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

（福岡市介護保険条例の一部改正）

第8条 福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第6号ア及び第12条第1項中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成31年4月1日から施行する。